

運 営 規 程

一般社団法人 牛久市医師会
訪問看護ステーションうしく

訪問看護ステーションうしく 居宅介護支援 運営規程

（事業の目的）

第1条 一般社団法人牛久市医師会（以下「事業者」という）が開設する訪問看護ステーションうしく（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- 1 事業所の介護支援専門員は、被保険者が要介護状態等となった場合においてもその利用者が可能な限りその居住において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業に不当に偏る事のないよう公平中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域包括支援センター・保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称）

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションうしく
- 2 所在地 茨城県牛久市結束町495-4

（職員の職種及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 2 介護支援専門員 常勤職員3名（内1名訪問看護と兼務）
介護支援専門員は、居宅介護サービス計画書を作成し指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 3 事務員 常勤職員1名
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 1 ①利用者の相談を受ける場所：事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
②使用する課題分析の種類：利用者の状況を勘案し、厚生労働省が指定する課題分析標準項目（23項目）の方法を取り入れたアセスメントを採用する
③サービス担当者会議の開催場所：事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
④介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。
- 2 次条の通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
事業所から、片道概ね 1キロメートルあたり 50円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施の実施地域は、牛久市、龍ヶ崎市、阿見町、つくば市、土浦市とする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第8条 1 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をおこなうものとする。
- 3 事業所は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスまたは指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保

陰団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な処置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第10条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

- 第11条 1 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るために研修の機会を設ける。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医師会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

- 第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

- 第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為に次の措置を講ずるものとする。

- 1 ①虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施
②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
③その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者及び家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附則

この規定は、平成26年12月1日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年10月1日とする。

この規定は、令和4年4月1日とする。

この規定は、令和5年4月1日とする。

この規定は、令和6年4月1日とする。